

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情5第17号	受理年月日	令和5年8月18日
件名	加齢性の難聴をもつ者に対して目黒区としての補聴器購入助成制度の早期実施を求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>70歳以上の高齢者の半数は、加齢性の難聴と推定され、放置すれば認知症の要因ともなることがわかってきました。しかし、補聴器は、高額であることから必要でも購入しない方が多く、諸外国と比べ普及率は低いものとなっています。</p> <p>東京都は「高齢社会対策区市町村包括補助事業実施要綱」（以下「要綱」）を設け、区市町村が「要綱」に適合する事業を開始した場合、補助額の上限に関わらず、その2分の1を区市町村へ補助しています。他区の状況は、「要綱」を活用する等で加齢性の難聴者への補聴器購入補助事業を、2023年7月末で18区が実施し、中野区、北区、世田谷区が今後の実施を決定しています。</p> <p>①補助額は、各区まちまちですが、事業開始当初は2万円台の補助額で開始した足立区と豊島区は2023年度においては「5万円」に引き上げています。</p> <p>②補助方法として、新宿区の70歳以上で聴力が低下した方へ「本人2,000円負担で補聴器の現物給付」、江東区の65歳以上の方へ「補聴器の現物給付又は3万円の助成」は本人負担を低くしています。</p> <p>私たちは昨年11月、「目黒区において補聴器購入の助成制度の創設」を求めて目黒区議会議長と目黒区長に署名を提出し、目黒区議会議長へ陳情を出しましたが、陳情は「継続審議」となり「審議未了」となりました。また、本年6月議会には「目黒区として加齢性の難聴をもつ者に対して補聴器購入助成制度の早期実施を求める陳情」を提出しましたが、「継続審査」の扱いとなりました。</p> <p>6月議会において区長は「本年度実施にむけて補正予算化する。」と発言しました。目黒区は「実施の先行区から学んで検討する。」との見解が示されています。</p> <p>また、今後の難聴者の支援や聞こえの相談でも、東京都で唯一の聴覚障害者情報提供施設（目黒区五本木）を擁する区としての特性を活かせるのではないかと考えます。</p> <p>以上を踏まえて陳情するものです。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 目黒区として先行実施区に学び、加齢性の難聴をもつ高齢者の支援となる補助金額と現物給付を含む補聴器購入補助制度を早期に実施すること。2 補聴器を難聴の早期の段階で活用し、継続して使える仕組みを構築すること。			